

社援発0329第55号
令和5年3月29日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の実施について

標記については、平成30年3月28日社援発0328第5号本職通知の別紙「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和5年4月1日から適用することとしたので通知する。

小規模法人のネットワーク化による協働推進事業実施要綱の一部改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p>別紙 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業実施要綱</p> <p>1～2（略）</p> <p>3. 事業内容 （1）（略）</p> <p>（2）法人間連携プラットフォームの設置運営事業 本事業においては、<u>アに掲げる取組を必ず行った上で</u>、地域の 実情に応じて、以下<u>イ及びウ</u>に掲げるような取組を行うものとする。 <u>また、エ及びオに掲げる取組を併せて行うことができるものとする。</u></p> <p>ア 法人間連携プラットフォームの設置 実施主体に、複数の小規模法人等が参画する「法人間連携プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）を設置し、プラットフォームに参画する法人（以下「参画法人」という。）の間で、地域課題に関する討議を行うとともに、以下のイからオに掲げる取組内容の企画、当該取組に係る実施方法の検討、取組状</p>	<p>別紙 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業実施要綱</p> <p>1～2（略）</p> <p>3. 事業内容 （1）（略）</p> <p>（2）法人間連携プラットフォームの設置運営事業 本事業においては、地域の実情に応じて、以下に掲げるような取組を行うものとする。 <u>ただし、アに掲げる取組は必ず行わなければならないものとする。</u></p> <p>ア 法人間連携プラットフォームの設置 実施主体に、複数の小規模法人等が参画する「法人間連携プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）を設置し、プラットフォームに参画する法人（以下「参画法人」という。）の間で、地域課題に関する討議を行うとともに、以下のイからオに掲げる取組内容の企画、当該取組に係る実施方法の検討、取組状</p>

況の検証等を行うものとする。

プラットフォームの対象地域については、必ずしも都道府県等の全域を対象としなければならないものではなく、実施主体において定める地域を対象とすることも差し支えない。

また、ここでいう小規模法人とは、1の法人において1の施設又は事業所のみを運営しているような法人を指すものであり、プラットフォームには、可能な限りこうした法人を参画させなければならないものとするが、本事業を効果的に進めていく上で必要と認められる場合には、これに該当しない法人を参画させることも差し支えない。

このほか、参画法人については、社会福祉法人に限らず、営利法人や公益法人などの法人の種別や法人格の有無は問わないものであるほか、本事業を効果的に進めていく上で必要と認められる場合には、介護福祉士養成施設等の人材養成機関や保健医療機関など、福祉サービス事業者以外の者を参画させることも差し支えない。

なお、連携・協働の実践を積んだプラットフォームにおいて、(1)の事業を活用することも可能であるが、連携推進法人設立後は、当該連携推進法人は会費等により運営されることとなることから、(2)の事業の対象とはならないものとする。

イ～エ（略）

オ ICT技術の導入支援

アからウまでの事業の実施等について、効果的・効率的に行うため、次に掲げるような新たにICT技術を活用して行う取

況の検証等を行うものとする。

プラットフォームの対象地域については、必ずしも都道府県等の全域を対象としなければならないものではなく、実施主体において定める地域を対象とすることも差し支えない。

また、ここでいう小規模法人とは、1の法人において1の施設又は事業所のみを運営しているような法人を指すものであり、プラットフォームには、可能な限りこうした法人を参画させなければならないものとするが、本事業を効果的に進めていく上で必要と認められる場合には、これに該当しない法人を参画させることも差し支えない。

このほか、参画法人については、概ね10法人程度以上とすることを基本とするとともに、社会福祉法人に限らず、営利法人や公益法人などの法人の種別や法人格の有無は問わないものであるほか、本事業を効果的に進めていく上で必要と認められる場合には、介護福祉士養成施設等の人材養成機関や保健医療機関など、福祉サービス事業者以外の者を参画させることも差し支えない。

なお、連携・協働の実践を積んだプラットフォームにおいて、(1)の事業を活用することも可能であるが、連携推進法人設立後は、当該連携推進法人は会費等により運営されることとなることから、(2)の事業の対象とはならないものとする。

イ～エ（略）

組を推進する。なお、本事業について、エの事業と併せて効率的に行うことも妨げない。

(ア) 地域住民等のためのSNS等を活用した相談支援の仕組みづくり

(イ) 単身高齢者に対する見守り等のための参画法人間のオンラインネットワークの仕組みづくり

(ウ) オンラインによる地域住民等の共生の場づくり

(エ) オンラインによる参画法人の職員合同研修の実施

(オ) 労務管理システムの共同調達

(カ) 参画法人におけるICT技術の導入方法や活用方法に係る合同研修 等

カ その他本事業の目的を達成するため、実施主体において必要と認められる取組

4. 国庫補助基準額等

(1) (略)

(2) 法人間連携プラットフォームの設置運営事業

国庫補助基準額は、1のプラットフォーム当たり次表に掲げる金額を基本とするとともに、補助の実施期間については、試行及び実践に必要な期間として原則2か年までに限ること。

また、エに掲げる事業に取り組む場合には、1のプラットフォームにつき1回に限り、3,200千円以内、オに掲げる事業に取り組む場合には、1のプラットフォームにつき1回に限り、

オ その他本事業の目的を達成するため、実施主体において必要と認められる取組

4. 国庫補助基準額等

(1) (略)

(2) 法人間連携プラットフォームの設置運営事業

国庫補助基準額は、1のプラットフォーム当たり4,000千円以内を基本とするとともに、次表に掲げる実施主体区分ごとに、それぞれ掲げる箇所数（間接補助により行う場合を含む。）を基本とすること。

また、エに掲げる事業に取り組む場合には、その立ち上げに際して、1のプラットフォームにつき1回に限り、3,200千円以内を加算できるものであること。

2,000 千円以内をそれぞれ加算できるものであること。

なお、補助対象経費については、交付要綱に定めるところによるものとするが、補助対象となる事業内容については、アからウまでにあつては、プラットフォームの運営に係る会議の開催経費や地域課題の把握のための調査経費、協働事業の実施に必要な資材の購入費、専門家からの助言に係る謝金、合同研修会や合同面接会の開催経費等が、エにあつては、事務処理部門の集約・共同化に必要な事務室の確保に係る経費や事務機器の導入に必要な経費等が、オにあつては、システム構築に係る委託費やICT技術導入のための機器・ライセンスの購入費等が想定されるものであること。

<u>参画法人数</u>	<u>1プラットフォーム当たりの国庫補助基準額</u>
<u>5 法人以下</u>	<u>1,500 千円以内</u>
<u>6 法人以上、9 法人以下</u>	<u>2,500 千円以内</u>
<u>10 法人以上</u>	<u>4,000 千円以内</u>

なお、補助対象経費については、交付要綱に定めるところによるものとするが、補助対象となる事業内容については、アからウまでにあつては、プラットフォームの運営に係る会議の開催経費や地域課題の把握のための調査経費、協働事業の実施に必要な資材の購入費、専門家からの助言に係る謝金、合同研修会や合同面接会の開催経費等が、エにあつては、事務処理部門の集約・共同化に必要な事務室の確保に係る経費や事務機器の導入に必要な経費等が想定されるものであること。

<u>実施主体区分</u>	<u>プラットフォームの箇所数</u>
<u>都道府県</u>	<u>5 箇所程度</u>
<u>指定都市</u>	<u>3 箇所程度</u>
<u>中核市</u>	<u>2 箇所程度</u>
<u>一般市（特別区を含む。）</u>	<u>1 箇所程度</u>